

調布市障害者地域自立支援協議会について

1 設置根拠

「調布市障害者地域自立支援協議会」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3の規定に基づく協議会として設置しています。

(協議会の設置)

第八十九条の三 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される協議会を置くように努めなければならない。

2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

2 所掌事項

調布市障害者地域自立支援協議会要綱（平成21年調布市要綱第31号）において、以下のとおり定めています。

第2 所掌事項

協議会は、次の各号に掲げる事項について所掌する。

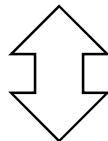
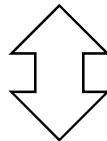
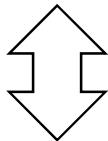
- (1) 地域の障害福祉等に係る関係機関によるネットワークシステム構築及び相互連携に関する事項。
- (2) 地域の社会資源の開発及び改善に関する事項。
- (3) 相談支援事業の運営・評価及び今後のあり方に関する事項。
- (4) 困難な事例への対応のあり方に関する協議及び調整に関する事項。
- (5) 障害理解の促進及び障害を理由とする差別の解消に関する事項。
- (6) 市における障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に基づく市町村障害者計画、法第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に基づく市町村障害児福祉計画の進行管理に関する事項。
- (7) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条に基づく障害者差別解消支援地域協議会の事務等に関する事項。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づく「障害者差別解消支援地域協議会」としても開催しています。

3 令和6年度体制図

全体会（兼 障害者差別解消支援地域協議会）

- 地域で暮らす基盤（サービスや仕組み）づくりへの提言



ワーキング1

テーマ：福祉にフィットしない方たちの次の選択肢を考える

事務局：ちょうどふだぞう

ワーキング2

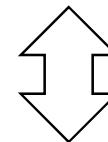
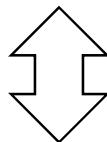
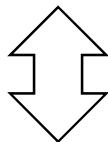
テーマ：学齢期の福祉教育を考える

事務局：希望ヶ丘

ワーキング3

テーマ：医療と福祉の相互理解について

事務局：ドルチエ



運営会議（運営委員+相談支援事業所+障害福祉課）

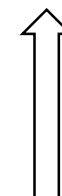
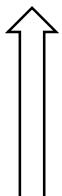
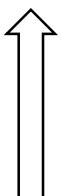
- ワーキングで検討する地域課題（案）を選定



サービスのあり方検討会（市内特定相談支援事業所）

障害者（児）地域生活支援拠点連絡会（拠点を構成する事業所等）

- 一人ひとりの希望（ニーズ）を地域の課題としてとらえる



個別支援会議

個別支援会議

個別支援会議

個別支援会議

個別支援会議

個別支援会議

個別支援会議